

開催する集団指導に参加することは困難であり、土日開催、夜間開催などの工夫が必要であると思われる。

たばこ対策への要望も、11項目について全国と比べ1から7.2ポイントほど高い要望であり、たばこ対策推進に対して強い要望を持っていると思われる。

#### E. 結論

豊能町民は、たばこ問題に関しては非常に意識の高い集団であると考えられる。現喫煙者に対して、希望に応じた「禁煙サポート」の実施が必要である。また、アンケートの解析には使用しなかつたが、調査期間中、電話などで未成年者に対する喫煙防止である「防煙対策」に対する強い要望が数件寄せられている。現在すでに「豊能町喫煙問題検討委員会」の委員として町教育委員会の指導課長の参加を得ているが、今後は養護教諭など教育現場の実務担当者への積極的な働きかけを行い対策の充実を進める予定である。「分煙対策」の実施状況についても調査・指導を行っていく予定である。

表1 調査客体の性別年齢階級

	総数	(百分率)	20歳代	30歳台	40歳台	50歳台	60歳
男性	518	(42)	50	69	157	238	4
女性	709	(58)	70	127	234	277	1
計	1227	(100)	120	196	391	515	5

表2 喫煙状況 男女別 年齢階級別

表2-1 男性

男性	喫煙者		以前吸っていた	
	豊能町	大阪府	豊能町	大阪府
20-29歳	56	52	6.0	6.9
30-39歳	43	63	25	10
40-49歳	45	53	32	21
50-59歳	41	54	34	22
全体	44	53	29	19

(単位%、豊能町 N=518、大阪府 N=2582)

表2-2 女性

女性	喫煙者		以前吸っていた	
	豊能町	大阪府	豊能町	大阪府
20-29歳	11	23	4.2	4.3
30-39歳	6.3	20	7.1	7.9
40-49歳	5.1	18	6.8	3.5
50-59歳	4.0	15	3.2	2.5
全体	5.5	18	5.1	4.1

(単位%、豊能町 N=709、大阪府 N=2724)

表3 禁煙の関心度

	豊能町	大阪府
無関心期	23	38
関心・無企図期	63	52
関心・企図期	9	7
準備期	5	3

(単位%、豊能 N=260、大阪府 N=1818)

表4 ニコチン依存度指数

	豊能町	大阪府
20-29歳	3.1	3.5
30-39歳	3.2	4.1
40-49歳	4.1	4.6
50-59歳	4.6	4.7
全年齢	4.1	4.3

(豊能町 N=269、大阪府 N=1708)

図1 一日あたりの喫煙本数

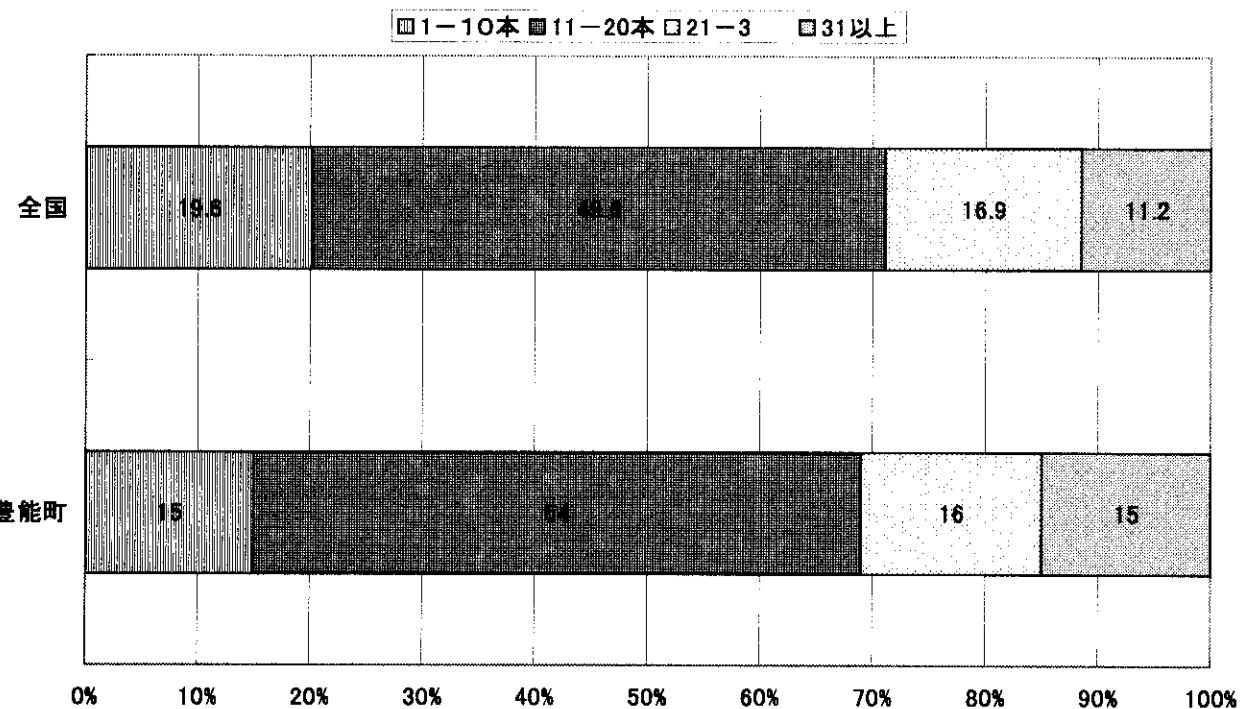
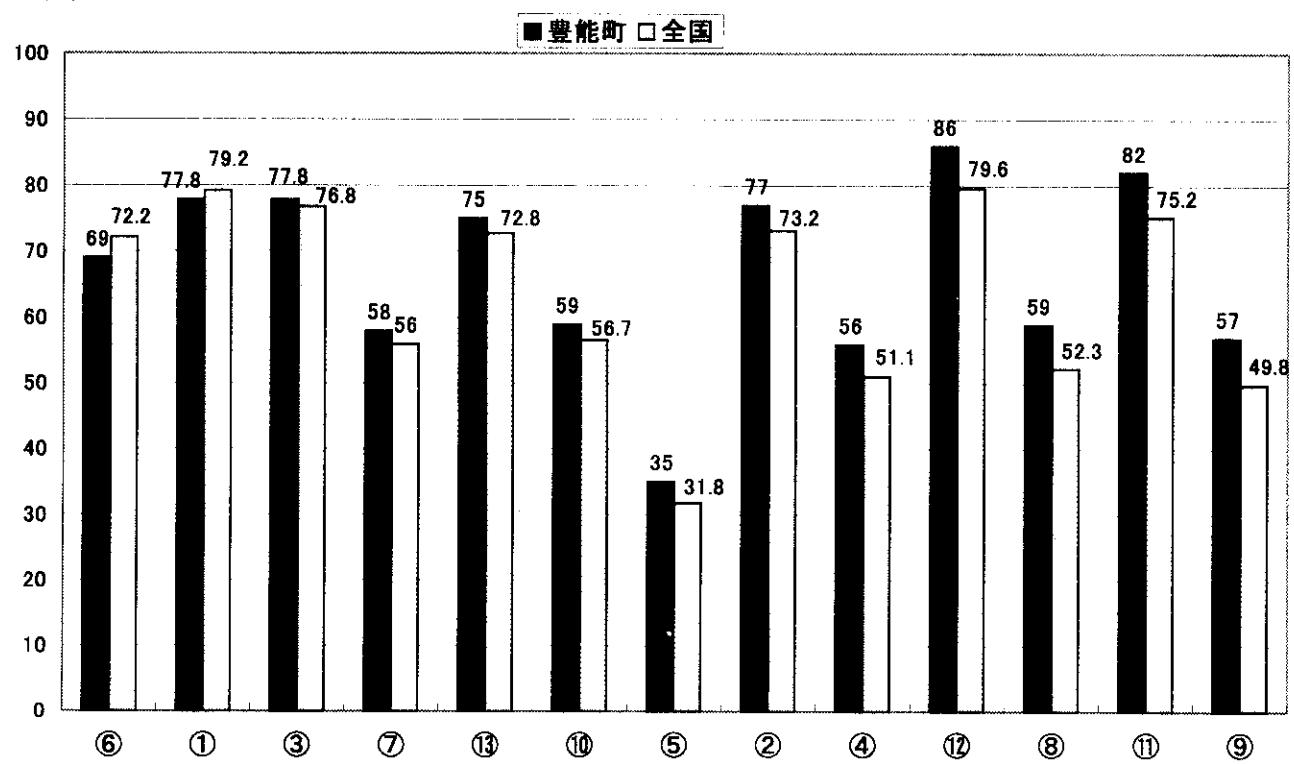


図2 たばこ対策の要望



厚生科学研究費補助金（健康科学総合研究事業）  
分担研究報告書

滋賀県における喫煙対策の実施とその評価

分担研究者 喜多 義邦 滋賀医科大学福祉保健医学講座講師

研究要旨：地域における包括的な喫煙対策が地域の喫煙率の低下に寄与するかどうかについて検討するため、1996年より彦根市において禁煙、分煙、防煙を柱とする包括的な喫煙対策を実施している。初年度、地域の喫煙率及び喫煙問題に対する意識を評価するため20歳以上住民を対象に無作為抽出による意識調査を実施した。その結果、60%以上の住民が何らかの喫煙対策は必要と考えていることが認められた。また、回答のあった喫煙者のうち62%の者が禁煙を希望していることが明らかとなった。これを受け、本事業では禁煙教育、児童生徒への防煙教育、医療機関を中心とした分煙対策を実施し、現在各活動においては良好な成績を得ているが、本事業全体の評価は次年度に実施を予定している喫煙に対する意識調査の結果をもって行う。

A. 研究目的

これまで、地域保健の分野における喫煙対策の主要な事業として、禁煙教育を主体とする対策が多くの自治体において取り組まれてきた。喫煙は悪性新生物や循環器疾患などの生活習慣病全体にかかる危険因子であり、生活習慣病全体の罹患率や死亡率を低下させるには地域の喫煙率を低下させることが極めて有効であることが指摘されている。

1996年より滋賀県彦根市において喫煙者を対象とした禁煙教育だけでなく就学児童生徒に対する防煙教育、職域における分煙活動を盛り込んだ包括的な喫煙対策を計画実施している。

本研究では、地域における包括的な喫煙対策が地域の喫煙率の低下に寄与するかど

うかについて検討することを目的とする。

B. 研究方法

包括的な喫煙対策を計画立案し、実施するにあたり、中核的に担う「彦根市健康づくり推進協議会」を組織した。「彦根市健康づくり推進協議会」は、彦根市医師会、彦根保健所、彦根市健康推進員協議会、彦根市歯科医師会、彦根市薬剤師会、地域婦人会、彦根市栄養士会、彦根市立病院、老人クラブ連合会、彦根市社会福祉協議会、市政モニター、彦根市教育委員会（養護教諭を含む）で構成されており、事務局は彦根市健康管理課が担当した。

彦根市における本研究事業の流れは次のとおりである。

1) 研究事業の効果を判定するための彦根

- 市民を対象とした喫煙に関する意識調査の実施
- 2) 市民を対象とした禁煙教育の計画と実施
- 3) 就学児童生徒を対象とした防煙教育の計画と実施
- 4) 公共施設、事業所における分煙活動の普及と分煙施設の普及に関する計画と実施
- 5) 上記の一連の喫煙対策実施後の彦根市民を対象とした喫煙に関する意識調査の実施
- 各研究事業の方法について詳細を示す。
- 1) 彦根市民を対象とした「たばこと健康に関する意識調査」の方法
- 【調査対象】彦根市に在住する 1996 年 10 月 1 日現在で満 20 歳以上の男女 72912 名より無作為に 1000 名を抽出し、調査対象者とした。
- 【調査方法】調査は 1996 年 10 月 15 日～10 月 31 日にかけて無記名による郵送法で実施した。調査項目は
- ① 調査対象者の性別および年齢、
  - ② 職業、
  - ③ 現在の喫煙状況、
  - ④ 喫煙に対する意識、
  - ⑤ 喫煙関連疾患についての知識、
  - ⑥ 公共施設での喫煙対策に関する意識、
  - ⑦ 禁煙希望の有無（喫煙者のみ）、
  - ⑧ 喫煙をはじめた理由
- の 8 項目である。
- 2) 市民を対象とした禁煙教育
- 【対象者】彦根市広報を用いて禁煙教室開催に関する情報を掲載し、参加者を募集した。情報掲載の後、電話にて参加を希望した者を対象者とした。
- 【方法】禁煙教育は、彦根市健康管理課職員（保健婦 2 名）が 2 ヶ月に 1 回程度の頻度で面接による指導を行うことを基本とした。指導期間は 6 ヶ月とした。指導の内容は中村らが開発した禁煙に対する関心度に応じた禁煙指導の方法を取り入れて実施した。評価は禁煙指導終了時点（開始から 6 ヶ月時）で禁煙を継続し、しかも 3 ヶ月以上禁煙を継続している者を禁煙成功者とした。
- 3) 就学児童生徒に対する防煙教育
- 【対象者】彦根市内の全小中学校に在籍する児童生徒および教職員を対象とした。
- 【方法】彦根市学校教育課と養護教諭が中心となり、指導要領に基づく防煙教育に加えて公衆衛生の専門家による防煙教育を実施した。また、教職員に対しては、非喫煙者には防煙教育を、喫煙者については禁煙の必要性を指導すると同時に、職場における分煙対策の実施を図った。
- 4) 公共施設、職域での分煙活動
- 【対象】対象施設は彦根市内の公共施設および事業所であり、彦根市健康づくり推進協議会のメンバーを通じて対象施設の掘り起こしを実施した。
- 【方法】対象施設に対して現在実施している喫煙対策について調査し、各施設において可能な分煙対策を計画した。分煙対策として、喫煙時間の設置、喫煙場所の設置のいずれかを実施することとした。
- 5) 包括的喫煙対策実施後の評価

**【対象】**彦根市において 2000 年 10 月 1 日現在で 20 歳以上となる全住民のうち無作為に 1000 名を抽出し、調査対象とする。

**【調査方法】**2000 年 10 月に、1996 年に実施した調査票「たばこと健康に関する意識調査」と同じ内容の調査票を用いて実施する予定である。調査方法は無記名の郵送法によって行う。

#### (倫理面への配慮)

市民を対象にした禁煙教育は、参加者本人の自発性に基づいた参加であることから倫理的な問題はない。ただし、本事業の主旨および方法については予め説明した上で実施した。

### C. 研究結果

#### 1) 彦根市民を対象とした「たばこと健康に関する意識調査」

彦根市に在住する 20 歳以上住民から無作為に 1000 名を抽出し、郵送法によって調査した。回収数は 527 名 (52.7%) であり、性別および年齢等の主要な設問に解答のなかった 3 名を除いた 524 名を有効回答とした。有効回答率は 52.4% であった。

(1) 喫煙率：男性の喫煙状況は、喫煙者が 42%、非喫煙者が 22%、禁煙者は 36% であった。女性の喫煙状況は、喫煙者が 5%、非喫煙者は 92%、禁煙者は 3% であった。

年齢階級別に喫煙率を比較すると、男性では 20 歳代の 57% を頂点に年齢階級が上がるほど喫煙率は低下した。女性では、年齢階級に対して一定の傾向は認められなかったが、30 歳代で 8% と喫煙率は最も高かった。

(2) 喫煙対策の必要性：「喫煙問題に対し

て何らかの対策が必要か」との質問に対する回答は、男性では、「必要である」と回答した者の割合は 80 歳以上の群で最も高く、年齢階級が低くなるほど割合は低くなった。この傾向は女性でもほぼ同じであった。

#### (3) 公共の場所における喫煙対策の種類

(重複回答)：どのような喫煙対策が必要かとの質問に対する回答は、男女ともに公共の場所では、喫煙所を設けるべきとの回答が男性で 63%、女性で 80% と最も多く、以下喫煙者のマナーの向上そして全面的に禁煙すべき (男性 27%、女性 23%) の順であった。

(4) 喫煙者の禁煙希望：「禁煙したいですか」との質問に対する回答は、男性では「是非禁煙したい」と回答した者は 11%、「できれば禁煙したい」が 50%、「禁煙したくない」と回答した者は 17% であり、「禁煙したい」という意思を持つ者の割合は 61% と過半数を占めた。一方女性では、「ぜひとも禁煙したい」と回答した者の割合は皆無であり、「できれば禁煙したい」と回答した者は 73%、そして「禁煙したくない」と回答した者は 27% であった。男女をあわせて、禁煙を希望する者の割合は 62% であった。

#### 2) 市民を対象とした禁煙教育

平成 10 年度より平成 11 年度にかけて禁煙教室参加者を募集した結果、15 名の参加者があった。このうち、禁煙を達成した者は 4 名であり、27% の禁煙達成率であった。彦根市健康管理課による市民を対象とした禁煙教室は、当管理課の常設教室として位置付けられており、現在も継続的に募集を行うとともに、適宜禁煙教室が開催されている。

### 3) 就学児童生徒に対する防煙教育

防煙教育の実施主体として彦根市教育委員会学校教育課および彦根市内の小中学校の養護教諭がこれにあたった。

教育委員会では、自らの施設内における分煙活動を実施するとともに、彦根市内の小中学校長を通じて喫煙対策の必要性を訴えた。その内容としては、これまでの指導要領に基づく児童生徒への喫煙問題に関する取り組みを更に充実した内容とすること、児童生徒の生活態度に多大な影響をもつ教職員の喫煙問題について取り組む必要のあることを提案し、議論するというものであった。一方、養護教諭の活動としては、定期検診後の保健指導の内容に防煙教育を加えるというもの、学級会での喫煙に対する意識調査の実施、児童生徒の自主的な活動として喫煙問題が取り組まれた。また、今後の目標として保護者を含めた喫煙問題に対する取り組みを実施することなどが予定されている。

### 4) 公共施設、職域での分煙活動

公共施設での分煙活動として、各団体において以下のような取り組みが行われた。

彦根市医師会：会議中の禁煙、医師会館の簡易喫煙所の設置、各診療所の分煙化の推進、患者への禁煙指導の実施。

彦根市歯科医師会：会議中の禁煙、診療所の分煙化の推進。

彦根市薬剤師会：会議中の禁煙、保険薬局の禁煙化、一般薬局の節煙運動。

彦根市栄養士会：各健康教室における喫煙と食に関する指導の実施。

彦根保健所：喫煙所の設置、禁煙教育の実施。

彦根市立病院：病棟、待合室および図書室での全面禁煙、喫煙所の設置、会議中の禁煙。

老人クラブ連合会：会議中の禁煙、老人福祉センター内の分煙化。

彦根市市政モニター：会議中の禁煙。

彦根市社会福祉協議会：会議中の禁煙、喫煙所の設置。

### 5) 包括的喫煙対策実施後の評価

次年度において、20歳以上の住民のうち、無作為に1000名を抽出し、1996年に実施した「たばこと健康に関する意識調査」と同様の調査を実施する予定である。

## D. 考察

彦根市において包括的な喫煙対策を実施するにあたり、彦根市住民を対象とした喫煙に関する意識調査実施した。男性及び女性の喫煙率は全国調査の喫煙率に比較して男女ともに比較的低いという結果が得られた。しかし、本調査の回答率が52.4%であったこと、および本調査が喫煙問題をテーマとする調査であったことから、喫煙者の本調査に対する協力が得られにくかったとも考えられ、調査内容の解釈にはそうした点を考慮する必要がある。

喫煙対策が必要かとの質問に対して、男女いずれも70%以上の者が何らかの喫煙対策は必要であるとの認識を持っていることが明らかとなった。また、本調査に回答した喫煙者のうち62%の者が禁煙を希望していることが明らかとなった。本事業の実施はこの回答を根拠として彦根市において包括的な喫煙対策を実施することとなつた。禁煙教育の実施については、まず禁煙

教育に必要な知識及び技能の習得を目的に大阪がん予防検診センターでの禁煙教育指導者講習会へ参加し、指導技術の向上を図った後住民への禁煙指導を実施している。この事業は長期的な視野に立ち、彦根市健康管理課の常設教室として現在も実施されている。禁煙教室の参加者は比較的少ないが、禁煙達成者が約30%と良好な成績を得ており、今後の募集方法の工夫によってより多くの参加者を得ることが可能と考える。

分煙活動については、医師会に所属するほぼ全ての医療機関において施設内での禁煙が実施されており、患者に対する禁煙指導が行われている。また、住民組織においては会議中の禁煙を通して喫煙に関する問題を住民に積極的に提起しており、喫煙問題が住民全体へ広がりを見せつつある。市内の事業所に対しては、産業保健婦との連携をもち現在事業所内における喫煙問題の調査と禁煙および分煙活動の可能性について現在意見交換の場を持っている。

防煙教育については、彦根市教育委員会および養護教諭を中心とした活動が行われている。まず教員の喫煙に対する問題意識の掘り下げを行うとともに、児童生徒に対

しては指導要領に沿った喫煙に関する教育だけでなく、定期検診および学級活動を活用した喫煙について学習を実施している。この内容は、児童生徒に喫煙に関する問題提起を行い、児童生徒が自らテーマを考え、問題に取り組み、そして考えをまとめるといった自己学習の方法を取り入れた教育である。

#### E. 結論

以上のように、彦根市において市民への喫煙問題に対する意識調査を初めとして禁煙、分煙および防煙を総合的に取り入れた包括的な喫煙対策を実施している。現在、各活動は進行中であるが地域、職域および教育現場において喫煙対策は着実に実施されており、それらの活動を通して住民全体の喫煙に対する意識は徐々に広がりを見せている。次年度、住民への喫煙に関する意識調査を実施し、地域において実施された包括的な喫煙対策によって、喫煙問題に対する意識の向上と喫煙率の低下が得られるか否かを評価し、本事業が喫煙対策としての有効性について評価する。